

学校事故に関する裁判の事例を教材化した安全教育の実践的研究 ～熱中症事故の判決書教材を活用した授業実践の検討～

山元 研二*・蜂須賀 洋一**・新福 悦郎***

(令和3年1月29日受付；令和3年4月28日受理)

要 旨

本研究は、事故の危険を予測し回避する能力や主体的に行動する態度を育成する安全教育を目指している。そのために、熱中症事故に関する判決書教材を活用した授業実践を取り上げ、生徒が記した授業の感想文を検討し、安全教育としての可能性や課題を明らかにした。具体的には、本授業を構築することで、安全教育の資質・能力としての「①事故の状況や危険な行為の自他への影響等の知識」につながる可能性、「②事故の原因及び防止方法の知識や技能」につながる可能性、「③安全に関する権利や義務、自己管理・責任についての知識」につながる可能性、「④安全に関する様々な課題への関心」につながる可能性、「⑤望ましい安全習慣、態度」につながる可能性である。

KEY WORDS

学校事故 判決書教材 安全教育プログラム 熱中症事故防止

1 はじめに

現在、学校現場では安全・安心な教育環境を確保するとともに、児童生徒に危険予測・回避能力等を育成することが求められる。2008年、学校安全に関わる条項を独立させた「学校保健安全法」の成立以降も、児童生徒等が被害者となる事件・事故・災害等は決して少ない状況とはいえ⁽¹⁾、2011年の東日本大震災の経験⁽²⁾を経て、学校安全の役割はますます重要なものになってきている。

国の施策として、2017年「第2次学校安全の推進に関する計画」(閣議決定)では、「学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとすることを目指す」とし「系統的・体系的で実践的な安全教育を実施する」ことなど具体的方策が提唱された。また、平成29年告示小学校(中学校)学習指導要領、平成30年告示高等学校学習指導要領には、総則に「安全に関する指導」として「各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること」が明記されている。さらに、文部科学省により、安全教育、安全管理、組織活動の各内容を網羅して解説した総合的な資料として、改訂版『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』(2019)⁽³⁾が刊行されている。このような重要な位置づけとなる安全教育の背景を鑑み、学校現場では、教科として確立されていない安全教育をどのように具体的に進めていくのか喫緊の課題となっている。

実際に、安全教育に関しては、研究者らにより様々な指摘がある。原・渡邊(2009)は、安全教育において「危険予測・回避能力が重要な概念」であるとし、「交通安全教育を除くと、危険予測・回避能力の育成を目指した実践は少な」と指摘している⁽⁴⁾。また、村越(2017)は、安全教育の課題として、「主体的な思考を養う教育方法が十分に採られていないこと」「基礎的な学習と実践的な意志決定や行動が一体的に養われない可能性」「学校教育におけるリスク意識の鈍さと学校文化とリスクの持つ特性の齟齬」などを指摘している⁽⁵⁾。さらに、渡邊(2020)は、かつての安全教育は、「約束やルールを遵守することが主な指導内容」であったとし、「自ら危険予測・回避する学習」や「主体的に行動する態度の育成」をめざした安全教育を提唱している⁽⁶⁾。

このような背景と研究者らの指摘を踏まえると、児童生徒が、日常生活で起こりうる様々な事故の危険を予測し回避する能力や、主体的に行動する態度を育成する安全教育を目指した理論的・実践的な研究を展開することの意味は少なくないと思われる。そこで、本研究は、部活動中の熱中症事故に関する裁判の事例を教材として開発した授業実践(判決書教材を活用した授業実践)を取り上げ、生徒が記した授業の感想文を検討することで、安全教育の授業として、どのような可能性や課題を内包するかを明らかにすることを目的とする。

2 先行研究・安全教育の実践

2.1 安全教育に関する研究・実践

安全教育の領域内容について、『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』(2019)では、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する内容が示されている。これらの領域内容に関して、教材開発や授業プログラムの視点から先行研究、先行実践を検討する。村越(2017)の「自らの主体性に基づく思考力、判断力を高める安全学習的な実践はあまり重視されていない」という指摘がある中⁽⁷⁾、「自ら危険予測・回避する学習」や「主体的に行動する態度の育成」をめざした安全教育の研究・実践が散見された。「生活安全」に関しては、関根ら(2006)は、学級活動において危険予測訓練の手法を取り入れ、問題把握→場面分析→仮説設定→検証→適用の5段階の学習過程を応用した安全指導プログラムの開発を行っている⁽⁸⁾。柿原・高原(2007)は、理科実験などにおける危険予測・回避能力の育成を図る教材開発を試みている⁽⁹⁾。防犯に関しては、小宮(2006)が「入りやすい」「見えにくい」という犯罪機会論のキーワードの理解を基にした「地域安全マップづくりの授業」の研究に取り組んでいる⁽¹⁰⁾。また、広兼・白木・大幢(2010)は、学校教育現場や医療現場など様々な分野での危険予知訓練(KYT)について検討を加えている⁽¹¹⁾。「交通安全」に関しても、小川(2007)が、交通安全プログラムとして、危険箇所マップづくりの教育効果を検証する⁽¹²⁾など、様々な研究・実践が積み重ねられている。さらに、「災害安全」「防災教育」に関しては、寺本(2013)のように、社会科教育において、災害がどういった地形の土地に襲い掛かり、どのような被害を私たちの暮らしや町に及ぼすのか、地理的想像力の育成を重視した研究もある⁽¹³⁾。

2.2 これまでの裁判事例の活用

このような「自ら危険予測・回避する学習」や「主体的に行動する態度の育成」を目指した安全教育の研究・実践が積み重ねられてはいるが、村越は、先述したように、安全教育の課題の一つに「学校教育におけるリスク意識の鈍さと学校文化とリスクの持つ特性の齟齬」をあげている。つまり、「教育の中で重視される達成感や教育的な意義がリスクへの意識の低さを生み出している」という指摘である。本研究では、学校事故に関する裁判の事例を教材として開発した授業実践を対象とする。そこでは、学校・教師の安全配慮義務違反を扱った教材、すなわち学校教育におけるリスク意識の鈍さが表れている場面を取り扱った教材を活用する。

学校事故に関する裁判事例を活用した授業プログラムの研究に関しては、蜂須賀(2019)が、教師の安全配慮義務が問われる学校事故に関する裁判事例を考察し、児童生徒の危険予測・回避能力を育成する安全教育に教材として活用できる可能性を検討している⁽¹⁴⁾。また、新福(2017)は、東日本大震災後の津波による被害の判決書を教材化し、防災教育に関する授業開発の可能性を示している⁽¹⁵⁾。さらに、蜂須賀・新福(2020)は、安全教育の指導方法として、判決書教材を通して、安全上の問題点を指摘し、危険回避について今後の生活に活かせるような意思決定の場を組み込んだ授業プログラムを開発している⁽¹⁶⁾。そして、新福・蜂須賀(2020)は、児童生徒の加害行為を原因とする学校事故を防止するための判決書教材を活用した安全教育の授業実践について、授業後の感想文の分析をもとにその可能性や課題を明らかにしている⁽¹⁷⁾。これらを踏まえ、本研究では、部活動中の熱中症事故に関する裁判の事例を教材として開発した授業実践(判決書教材を活用した授業実践)を検証の対象とする。

3 本研究で育てたい安全教育の資質・能力

ここで、判決書教材を活用した授業実践の安全教育としての可能性や課題を明らかにするために、事故の危険を予測し回避する能力や主体的に行動する態度を育成する安全教育として、育てたい資質・能力を確認する。本研究は、蜂須賀・新福(2020)の捉えた資質・能力を踏襲する⁽¹⁸⁾。蜂須賀・新福(2020)は、安全教育で育てたい資質・能力を、『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』(文部科学省)が示す「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の3つの観点を踏まえ、藤井ら(2002)の新たな安全能力論⁽¹⁹⁾、原・渡邊(2009)の「危険予測能力」の定義⁽²⁰⁾等を参考に、以下のように捉えている。知識・技能-「①事故の状況や危険な行為の自他への影響等の知識」「②事故の原因及び防止方法の知識や技能」「③安全規則や教師及び保護者の指導の意義についての理解」「④安全に関する権利や義務、自己管理・責任についての知識」、思考・判断-「⑤危険の知覚・発見、結果を予測する思考力」「⑥安全な行動へ向けて的的確な思考・判断、意思決定」「⑦安全に関する情報収集・活用」、学びに向かう力・人間性-「⑧安全に関する様々な課題への関心」「⑨危険な環境の改善」「⑩安全活動への参画」「⑪望ましい安全習慣、態度」「⑫自他の生命の尊重」である。

4 研究の実際

4.1 調査対象者

X県Y市立A中学校, 2019年6月7日, 2019年6月11日, 3年生(2クラス48名)で実施した学級活動の授業「熱中症から命を守るために」が調査対象である(授業者は山元)。学級活動の内容「(2) 適応と成長及び健康安全」の「キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成」と関連する。

4.2 学校における熱中症について

村越の指摘する「教育の中で重視される達成感や教育的な意義がリスクへの意識の低さを生み出している」一つの例として, 部活動の指導があげられる。部活動中, 熱心な活動の中で熱中症にかかり命を落とす事故は, これまでも問題となっており, 学校・教師の責任が問われる民事訴訟の裁判事例が散見する。

熱中症について国は, 様々な通知を出し注意喚起を行っている。2020年度, 文部科学省関連では「熱中症事故の防止について(依頼)(令和2年5月27日2教参学第1号)」「熱中症事故の防止について(令和2年6月29日事務連絡)」が, スポーツ庁関連では「熱中症事故の防止について(依頼)(令和2年5月28日2ス健字第7号)」「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について(令和2年5月21日事務連絡)」「『安全に運動・スポーツをするポイントは?』の改正について(令和2年5月22日事務連絡)」等が発出されている。また, 環境省は「熱中症情報サイト」で情報提供を行い, 「熱中症環境保健マニュアル」を作成し情報提供を行った。独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下振興センター)は, 2019年3月にパンフレット「熱中症を予防しよう-知って防ごう熱中症-」を幼稚園・保育所等・小学校低学年向け, 小学校中学年・高学年向け, 先生・顧問向けに分けて配布した⁽²¹⁾。2020年度は, 新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため「学校内における生徒のマスク着用」が呼びかけられた一方, マスク着用が熱中症を促す怖れがあることから, 体育の授業及び運動部活動に対して, 文部科学省は「換気や十分な距離に配慮してマスクを外すように」言及している(令和2年5月27日2教参学第1号)。

「熱中症の授業」を実施した2019年6月は, 気温上昇が激しく学校現場においても熱中症事故が既に発生していた。その前年2018年は, 中学校において学校の管理下で発生した熱中症の医療費支給件数は, 前年比864件増加, 高等学校においては1097件増加となっていた。学校現場における熱中症については以前から「対策が必要」との指摘があり, 振興センターでは学校災害防止調査研究委員会(平成22年~平成26年)において調査・研究を行い, 調査研究報告書を発表し, その内容は同センター発行の「熱中症を予防しよう-知って防ごう熱中症-」等にまとめられている⁽²²⁾。校種別発生割合は中学校が41%, 高等学校が48%で中高合わせると89%を占めている。場合別発生割合では, 部活動が62%と圧倒的に多く, 次いで学校行事22%, 各教科等11%となっている。部活動別では, 野球, ラグビー, 柔道, サッカー, 剣道, 山岳, 陸上, ハンドボールの順になっており, 月別では7月下旬が最も多く, 次いで8月上旬, 8月中旬, 8月下旬となっている。

パンフレットにある「熱中症予防の原則」は次の5つである。①環境条件を把握し, それに応じた運動, 水分補給を行うこと。②暑さを徐々に慣らししていくこと。③個人の条件を考慮すること。④服装に気をつけること。⑤具合が悪くなった場合には運動を中止し, 必要な処置をすること。また, 本パンフレットには「裁判例から見る指導者の熱中症予防への配慮について」として, テニス部の事例(高等裁判所平成27年1月22日判決)が紹介されている。

4.3 判決書教材「熱中症から身を守るために一部活動でのハードな練習」

蜂須賀・新福(2020)は, 熱中症に関する裁判の事例を安全教育の教材「熱中症から命を守るために-一部活動でのハードな練習-」として開発している⁽²³⁾。もとにした裁判事例は, 名古屋地裁判一宮支部判決(平成19年9月26日, 判例時報1997号)である。「争いのない事実・認定事実」「裁判所の判断」の判示について, 趣旨を変えない範囲で, 児童生徒の発達段階に合った平易な言葉と場面で, プライバシーが特定されないよう物語風教材として作成している。その際, 地名や個人名等, 特定できる事柄については仮名を使っている。判決書には時系列であたかも物語のように, 事故の態様(原因や結果等)が示されている。それは, 児童生徒にとってはフィクションではなく, 現実味を帯びた実際に起こるうる事例である。

本事例は, 公立中学のハンドボール部の男子生徒が, 夏季練習中に熱中症に罹り死亡した事故である。そして, 学校ないし部活動顧問教諭は, 部員らの生命・身体等に対する危険を予防すべき注意義務を負っているとして, 熱中症を予防する注意義務を履行したか否かについては, 「①部活動が行われた環境, ②暑熱馴化の有無, ③練習内容, ④休憩, 給水の頻度や有無, ⑤部活動顧問が認識しえた生徒の体力差, 肥満であったか否かを含めた体格差, 性格等の生徒の特性等を総合考慮して判断すべきである」と判示された事例である。

4.4 授業の様子（3年1組生徒24名）

資料1は、熱中症の授業、教材「熱中症から命を守るために－部活動でのハードな練習－」の学習の流れである。この資料の流れに基づいて、3年1組（生徒24名）での授業の様子を検討する。

資料1：熱中症の授業、教材「熱中症から命を守るために－部活動でのハードな練習－」の学習の流れ

	教師の活動（主な発問等）	生徒の活動（予想される反応等）	指導上の留意点・資料
導入	1.熱中症の体験の共有化を図る。 （「熱中症の体験を共有する」） ・これまで熱中症を経験あるいは見たことある人はその状況を教えてください。 2.課題を提示する。 学習課題	1.熱中症に関する情報交換を行う。 ・どの時間に ・どういう状況で ・どういう症状で ・どう対処をしたか 2.課題を確認する。 熱中症が起きないために、起こさないためにどのようなことに気をつけたらよいか？	・体験した生徒、目撃した生徒から幅広く情報を集め、全体で共有できるようにする。 （前年度、部活動中の生徒による救急車搬送が発生したので目撃した生徒は多い。）
展開	3.学校の活動において熱中症が起きやすいのはどの時間か。 4.資料の読み合わせを行う。 「資料を読み合わせ、問題点を個別に考えさせる」 「熱中症が起きたのは、誰にどんな問題があったからか」 5.アンダーラインを引いた箇所をワークシートの「誰に」「どんな問題点があったか」にまとめてください。 6.グループで意見をまとめてください。「問題点についてグループで意見を交流する」 7.発表してもらいます。「問題点について全体で意見を交流する」 ・「誰に」については、本人、教師、学校に分類して整理する。 ・「問題点」については、具体的な場面に即して確認する。 ○「現実にはできるか」本人の責任追及の場面では、「本当にそれが出来るか」など生徒の思考・判断にゆさぶりをかける。 8.裁判所の判断を示す。 「裁判所の判断から責任を学ぶ」 (1)部活動顧問の責任とは (2)熱中症対策で配慮すべき事項 ①部活動が行われた日の環境 ②暑さに少しずつ慣らしていたか。 ③環境にあわせた練習内容、練習量であるか。 ④休憩や給水はどれぐらいとっていたか。 ⑤生徒の体力差・性格差等を考えていたか。 「皆さんの部活動は熱中症対策に配慮した活動になっていますか？」 (3)裁判の判断を確認する。	3.熱中症が起きやすい活動、時間、場所について確認する。 ・体育の時間・部活動・昼休み等 4.資料を読みながら問題点と思われるところにアンダーラインを引く。 「どこに問題があったのか」 5.問題点をワークシートにまとめる。 ・誰に問題があったか。 ・どういう点が問題であったか。 6.意見交換を行い、グループで意見を集約する。 7.出された意見を発表する。 本人・水分補給不足 ・自己申告すべきだった。 ・無理をしている。 教師・体調確認が不十分 ・練習がきつすぎる。 学校・練習の管理ができていない。 ・連絡体制が出来ていない。	・過去の統計から部活動の時間が多いことを確認する。 ・教材「熱中症から命を守るために－部活動でのハードな練習－」名古屋地裁一宮支部判決（平成19年9月26日、判例時報第1997号）の活用 ・教師が読み、生徒はアンダーラインを引く。 ・ワークシートの活用 ・グループで意見をまとめるのではなく、出された意見をすべて発表させ、教師がそれを分類・整理していく。 ・一般論に終始させず、場面・状況に即して具体的に検討するよう留意する。 ・教材「誰に責任があるの？裁判所の判断」名古屋地裁一宮支部判決（平成19年9月26日、判例時報第1997号）の活用 ・資料の中の事例と生徒の部活動の状況が重ねて考えるように配慮する。
終末	9.授業を受けた感想を書かせる。 ①初めて知ったこと・驚いたこと ②自分はこれからどうするか。	9.授業を受けた感想を書く。 ①初めて知ったこと・驚いたこと ②自分はこれからどうするか。	・「授業で学んだこと」の知識の確認と「これからどうするか」の実践への決意を文章化させる。

(1) 「熱中症の体験を交流する」

授業の導入は、生徒の問題意識を高めるために「熱中症の体験」を交流する場面である。クラスには救急車で搬送された経験をもつ生徒A（C部）がいた。事前に「その時のことを聞くから」と了承を得ていた。「熱中症の授業をする」と学習課題を確認した後、「見たり体験したりしたことがある人？」と尋ねたところ、半数以上が挙手した。「じゃあ、まず体験者に聞いてみよう」とAに聞いてみた。「どんな時だった？」「部活で顧問の先生の話の聴いている時。あとは何も覚えていない。」この事例は、体を動かしている時ではなく、直立不動で顧問の指示を受けている状態で起きている。周囲の生徒（同じ部）に状況を聞いてみる。「いきなりバタンと倒れた」「日陰に移した」「先生達が担架で保健室に運んだ」「すぐに救急車がきた」。救急車が来てから、消防署の方から聞かれたこと「倒れた時の状況は？」「水分補給は？」「部活の練習を何時間くらいしていたか？」の3つを生徒にも伝えた。

(2) 「授業の目的を伝える」

次に「学習課題」を伝える。「熱中症が起きないために、起こさないためにどのようなことに気をつけたらよいか？」である。「ここ数年、学校でも熱中症の事故が増えている。先生達も君たちを熱中症から守るためにいろいろ研修をしていますが、君たちにも『自分の命と安全を自分自身で守る』という意味で、熱中症について学んでもらおうと考えました。」と伝えた。

(3) 「資料を読み合わせ問題点を個別に考えさせる」

判決書教材はハンドボール部での事例である。生徒には「自分がその状況にあったらと想像しながら聞いてください。」と伝え、教師が資料を読み進めていった。生徒への指示は「ここが問題だと思ったところにアンダーラインを引いてください。あとで、誰にどんな問題があったかをワークシートにまとめてもらいます。」と伝える。教師が読み進めていく間、生徒は「安全上問題がある」と思われた箇所にアンダーラインを引いた。

(4) 「誰にどんな問題点があったのかグループ・全体で意見を交流させる」

次に、グループを作り互いの意見を交流しあい、共有化を図ったうえで全体の場で交流する場を設定した。

表1は、授業後にワークシートを回収したうえで類似する意見を集計したものである。生徒本人の問題点を指摘する意見が多いことがわかる（16/24人）。例えば、「自分の健康管理は自分ですべきである。水分補給をしたり、休憩をとったり、体調にあわせて練習をしていなかった本人の責任が大きい。」というものであった。

教師の問題点については、休憩や水分補給などの「体調確認が不十分」という意見に加えて「練習がきつすぎる」という意見が多く出た。特に、炎天下におけるランニングなどの活動は各部活動に共通するメニューのようで「距離が長すぎる」「ここで30分間走、40mダッシュはきつい」という具体的な指摘もあった。また、学校については「練習内容についての共通確認があったのか疑問」という意見もあった。

表1：「誰にどんな問題があったか？」生徒の考え

誰に	どんな問題が
生徒本人	・水分補給が十分でなかった。(16名) ・自己申告していない。(10名) ・休憩をとっていない。(8名) ・無理をしている。(6名)
教師	・体調確認が不十分。(8名) ・練習がきつすぎる。(7名) ・連絡が遅かった。(5名) ・休憩が不十分。(1名) ・水分補給が不十分。(1名)
学校	・練習がきつい。(3名) ・連絡が遅い。(1名)

※ 対象 24名 複数回答可

(5) 「現実にはできるかについて個別に考えさせる」

(4)における生徒の反応をふまえて、生徒に尋ねてみた。「『練習がきつい』『休ませてくれ』『私のメニューは他の生徒とは別にしてくれ』と顧問の先生に言える？」と問いかけた。生徒は発言しにくそうであった。おそらく、部活動顧問の視線を気にしていたのではないかと思われる。(本授業は公開授業のためすべての部活動顧問が参観していた)

(6) 「裁判所の判断から学校・教師の責任を学ぶ」

意見交流の後、裁判所の判断を読み上げた。まず、部活動顧問が熱中症に対してなすべき基本的な責任についての裁判所の判示を確認した。「部活動顧問は、部員が熱中症にならないように防止すべき責任を負い、また、熱中症になった場合には、応急処置を行う、救急車を呼ぶなど適切な対応をとるべき責任を負っていた。」という学校・教師の責任である。そして、具体的にどのように配慮すべきかについて表2の5項目を確認した。この5項目は、熱中症になる危険を予測するための生徒にとっても貴重な知識となる。

②「暑さに少しずつ慣らしていたかどうか」について、裁判所は、熱中症が発生した練習について次のように指摘している。「この練習は、主な目的を体力作りとした夏季練習の2日目であり、実際にこれまで4月から7月までの練習と内容が違っていた。練習時間帯も1学期が夕方中心であったのに対し、夏季練習は気温の上がる午前から昼の

間までであった。特に、夏休みに入ってから練習がない期間があり、この夏季練習はその休み明けに行われた。1学期の練習から夏季練習への練習内容の変化は、より急激なものであったといえるので、暑さに慣らしていたとは認められない。」(判決書教材より)

部活動顧問だけでなく、生徒も熱中症予防の知識として不足していると思われることが「徐々に暑さに慣らしていく」ことである。ここでの問題点は2つある。

1つは、裁判所が指摘している通り練習の期間、時間帯、内容が急激に変化したのであれば徐々に慣らしていかなければ体がついていけないということ。もう1つは、「気温の変化と練習メニューの関係」である。通常日の部活動の場合、放課後なので練習するにつれて気温は次第に下がっていく。しかし、夏季練習は「暑さが厳しくなるにつれて練習メニューもきつくなる」場合もある。「試合は暑い中でも行われる」ため「耐える」ことが要求されることがあると思われるが、「熱中症を防ぐ」観点からの配慮は当然必要になってくるであろう。特に、「持久走やダッシュが熱中症の原因となることが多い。これらは、熱の発生が大きい運動であり、熱の発生が増えると、熱が体から逃げなくなり、様々な症状が表れる。」と指摘している。いずれも生徒自身が体験し実感していることである。

⑤「生徒の体力差、体格差、性格等を考えていたか」について、裁判所は、部活動顧問のとした練習内容について次のように判示している。「被害生徒が太っている体型ということは、健康診断票を見て知っていたので、被害生徒に対してトレーニングを軽くするか、あるいは、被害生徒を基準として全体の練習内容を定めるべきであった。さらに、熱の発生が大きい運動をさせるトレーニング中には、被害生徒にこまめに声をかけるなどして、その表情を観察し、より多くの休憩や給水を指示するなどの対応をすべきであった。」(判決書教材より)実際の部活動であり配慮されないと思われることが「体力差・体格差・性格等を考えた練習」である。特に野球やサッカーなどのチーム競技は一律の練習が課されることが多い。部活動の中に「どんなに体力差があっても体格差があっても性格の違いがあっても、同じメニューをこなすことでチームの一体感を高める。」という「教育的な意義がリスクへの意識の低さを生み出している」一つの例といえる。ここでは、生徒自身に自らの命を守るために、個別の練習メニューはあってよいという考えを確認した場面であった。

最後に、「学校側の主張」とそれに対する「裁判所の判断」を確認した。学校側は「練習中、自由に休憩や給水をとることはできた。」「生徒から申し出れば問題はなかった。」「だから、練習に問題があったとは言えない。」と主張した。しかし、この主張に対し裁判所は次のように判示している。「中学生は、自分の体調管理に対する能力が未熟である。そのことを考えると、体調管理を生徒に任せること自体に問題があるといえるし、性格によっては、教師に休憩や給水を申し出ることができない生徒もいる。特に被害生徒はおとなしく、手抜きをすることができないまじめな性格であったが、そのような性格を顧問もわかっていた。このことを考えると、十分な予防をしていたとはいえない。」(判決書教材より)この判示は、命を守るためには、生徒に我慢しなくてもよい。また、周りが声をかけるなどして気にかけることも大切であることに気づかせる判示となるのではないと思われる。

以上のような「裁判所の判断」からこの裁判は、「学校・教師に責任あり」の判決となったことを紹介し、最後に感想を書かせて授業は終了とした。

表2 裁判所が示した「熱中症回避のための配慮事項」

	配慮事項
①	部活動が行われた環境はどうか。
②	暑さに少しずつ慣らしていたかどうか。
③	環境にあわせた練習内容や練習量になっていたか。
④	休憩や給水はどれくらい取っていたか。
⑤	生徒の体力差、体格差、性格等を考えていたか。

4.5 授業実践の分析

(1) 分析方法

本時の終末に「今日の学習を通して、初めて知ったことや感じたこと、考えたことなど」のテーマで感想を書かせた。その感想文記述を分類分析した。データの分析には、質的統合法の手法を活用した。この手法は個別の事例研究をもとにして、「1つの事例のもつ個性・独自性を把握しつつ、事例に内在する論理を抽出・発見する」ことを主眼として、「ボトムアップ的に質的データを統合する作業」を行い、「普遍性・法則性」を追求するものである。

山浦(2012)の質的統合法⁽²⁴⁾の手順に従い、最初に授業後感想文の逐語データを1つの意味のまとまりごとに単位化シラベルづくりを実施した(①ラベルづくり)。次に、それぞれのラベルをテーブルに並べ、ラベルを広げた(②ラベル広げ)。ラベルを分析し、同じような内容の意味を含むラベルを集めた(③ラベル集め)。分類したラベルをもとにしてグループ化し、それらのグループ化したラベルの内容をもとにして共通する内容をまとめた新しいラベルとしての表札づくりを行った(④表札づくり)。次に新しい表札をもとにして、上記の②~④を繰り返して、グループ化をさらに行った(⑤グループ編成)。これ以上グループ化できない段階を最終ラベルとしたが、本分析では6つのラベルを最終ラベルとした。そしてそれらの最終ラベルの関係性に注目して空間配置を行い、ラベル間を示す

関係記号と添え言葉をつけ、ラベルの内容を示すシンボルマークをつけて見取り図を作成した(⑥見取り図)。見取り図をもとにしてグループ化がわかるように図解を作成し(⑦本図解の作成)、最終的に最初のラベルまでを書き入れた本研究の図解を作成し、関係構造を図式化したシンボルモデル図を作成した(⑧シンボルモデル図の作成)。

以上の手順で感想文記述から、173枚の元ラベルを作成した。3段階のグループ編成を繰り返して、最終的に6枚の最終ラベルに集約された。さらに最終ラベルをもとにしてシンボルマークを作成した。

なお、本分類分析においては、大学教授2名(社会福祉専門と教育実践学専門)が共同で行い、分類分析の信頼性と妥当性の確保に努めた。なお、大学教授(社会福祉専門)は質的統合法の研修を受講している。

(2) 調査結果の分析

本稿では紙面の関係で、感想文の記述データを分析することにより得られた結果のなかで、特に重要な意味を持つ最終ラベル「④自分自身や周囲の人の体調管理への配慮への決意」の内容を一つの例として示す。

ア データの分析

第1段階のラベル分類で、30の表札を作成した。「④自分自身や周囲の人の体調管理への配慮への決意」に関連する表札は次のような7つの内容の分類と重なる。数字はラベルの枚数を示す。

「自分の体調管理もそうだが、周りの人の体調にも留意して気を配っていききたい。」(6), 「自分も部活の時などに学習したことをもとに気を付けていききたい。」(4), 「今私たちにできることを考え行動する必要がある。出来ることをふだんから心がけることが大切だ。」(3), 「天気などで練習メニューの内容を変え、危険について指摘できる目を持つようになりたい。」(2), 「自分自身の体調に異変が出たら、先生に自己申告するようになりたい。」(13), 「自分の様子がおかしいと感じたら水分補給をし、休憩をとりたい。」(9), 「学習したことを踏まえて熱中症にならないように体調管理をしっかりとやっていききたい。」(6)

第2段階で、ラベル分類で10の表札を作成した。

「④自分自身や周囲の人の体調管理への配慮への決意」に関連する表札は次のような3つの内容の分類と重なる。

「自分の体調管理だけでなく、周りの人の体調にも留意して気を配っていききたい。」(2), 「学習内容を踏まえて、天気などで練習メニューを考え、行動する必要がある。危険について指摘できる目を持ち、体調管理もしっかりとやっていききたい。」(3), 「自分自身の体調に異変が出たら、先生に自己申告をし、水分補給や休憩をとりたい。」(3)

上記のように他の最終ラベルについても、「④自分自身や周囲の人の体調管理への配慮への決意」と同じように第1段階、第2段階で分析分類した。

第3段階で、ラベル分類で表札となったのは6つであった。

「一郎(仮名)にも責任がある。こまめに水分をとり、水筒の補充をして、自己申告を行ない、きちんと自己管理をすべきだった。」(1), 「熱中症で部活動中に生徒がなくなり、裁判がおこったこと、先生には安全注意義務があり、熱中症予防のため、体力、体格、性格まで考え、5つのやらなければならないこと、中学生は自己管理能力が未熟であることを学んだ。」(1), 「昨年の部活動では熱中症にかかっている人がいた。僕も熱中症になったことがある。小学生の時に倒れた経験がある。」(1), 「学習内容をもとに、自分の体調だけでなく、周りの人の体調にも気を配り、天気などで練習メニューを考え、水分補給や休憩をとりたい。体調管理をしっかり行ない、自己申告をした。」(3), 「学校側だけでなく一郎(仮名)にもどちらにも責任がある。練習参加32人の体力、体格、性格すべて教師が理解するのは現実的ではなく、教師に求めすぎである。先生は休憩時間をとり、水分補給も指示していた。個別対応についても悪く言う人がいたと思う。」(3), 「裁判結果のように学校側の責任は大きい。先生は生徒に対して気配りをし、責任者としての自覚を持ってほしい。気温30度にもかかわらず、過酷できびしい練習をさせていて、気温と湿度を考えた練習メニューを考えるべきだった。」(3)

上記のように最終ラベルを作成し、そのラベルをもとに、シンボルマークを作成した。グループ編成を3段階で実施して作成したシンボルマークを表3に示した。

イ 最終ラベルとシンボルマーク

表3にシンボルマーク、最終ラベル、元ラベルの代表例を取り上げた。次に最終ラベルからシンボルマーク生成の経緯を説明する。「A一郎(仮名)の責任。水分補給、補充、自己申告などの自己管理不足」については、一郎(仮名)の責任や問題点を含むものとした。裁判の判決とは相違するものであるが、一郎(仮名)は自分から水分補給をしたり、水筒への補充、教師や周囲の人に対して自己申告すれば良かったのではないかという自己管理不足を述べているものである。

表3：シンボルマーク・最終ラベル・元ラベル代表例の関係

(注) 元ラベル代表例の最初の数字とカナは、提出した生徒の感想文番号と切片化した内容の番号を示す。

シンボルマーク	最終ラベル	元ラベル代表例 (分類した枚数) 総数173枚
A 一郎(仮名)の責任。水分補給, 補充, 自己申告などの自己管理不足	一郎(仮名)にも責任がある。こまめに水分をとり, 水筒の補充をして, 自己申告を行ない, きちんと自己管理をすべきだった。	8 イ・一郎(仮名)も自己管理できてなかったし, 水筒も入れてなかったり, 自分で判断ができていなかったから責任はあると思う。(26)
B 熱中症判決書活用授業での具体的な学び	熱中症で部活動中に生徒がなくなり, 裁判がおこったこと, 先生には安全注意義務があり, 熱中症予防のため, 体力, 体格, 性格まで考え, 5つのやらなければならないこと, 中学生は自己管理能力が未熟であることを学んだ。	32ア・初めて知ったことは, 5つの基準を満たしていないといけないということを知って, 教える人たちも大変だなと思ったし, メニューも考えて作らないといけないんだなと思ってびっくりした。(22)
C 熱中症の経験	昨年の部活動では熱中症にかかっている人がいた。僕も熱中症になったことがある。小学生の時に倒れた経験がある。	30ア・僕は熱中症になったことがあるので, とてもつらいです。最初はめまいが来たり, 目がぼやけてくるなどの初期症状が出てきます。先生から水筒を飲めと言われて, 飲んでいましたが, 多分塩分が足りなかったんだと思いました。(4)
D 自分自身や周囲の人の体調管理への配慮への決意	学習内容をもとに, 自分の体調だけでなく, 周りの人の体調にも気を配り, 天気などで練習メニューを考え, 水分補給や休憩をとりたい。体調管理をしっかり行ない, 自己申告をしたい。	48イ・この学習でスポーツの練習中は練習メニューを見て危険な指摘できる目を持つことができるようになるばり, そして体調がすぐれないときは, 止めたり, 休んだりすることが大切だと思いました。(48)
E 学校側と一郎(仮名)側の両方の責任	学校側だけでなく一郎(仮名)にもどちらにも責任がある。練習参加32人の体力, 体格, 性格すべて教師が理解するのは現実的ではなく, 教師に求めすぎである。先生は休憩時間を取り, 水分補給も指示していた。個別対応についても悪く言う人がいたと思う。	1オ・全体で見るとやっぱり学校側の責任になってしまいかもしれませんが, 今回のことは学校側にも一郎(仮名)のほうにもどちらにも責任があると感じたので, 学校側は生徒に対する対応を見直して生徒もしっかり協力する形でがんばるべきだと思います。(21)
F 学校側の責任。体形, 体格, 性格, 練習メニューなどの気配りと責任者としての自覚	裁判結果のように学校側の責任は大きい。先生は生徒に対して気配りをし, 責任者としての自覚を持ってほしい。気温30度にもかかわらず, 過酷できびしい練習をさせていて, 気温と湿度を考えた練習メニューを考えるべきだった。	9ウ・顧問の先生は一郎(仮名)の体形, 性格などを知っていたと思います。一郎は太った体形だったから, 他の人よりもすぐきついと思います。だから, 学校側はそのことを知っていてやっていなかったのだから, 体形, 体格, 性格などを考えた練習はしていないので, 学校側に責任があったと言えます。(52)

「B 熱中症判決書活用授業での具体的な学び」については、活用した判決書の判断から、学んだことを含むものとした。具体的には、学校・教師には安全保持義務があること、熱中症予防のためには5つの取り組むべきことが学校・教師にある、中学生の自己管理能力は大人よりも不足していることなどの学びを述べているものである。

「C 熱中症の経験」については、部活動や小学生の時に実際に倒れたりした経験の記述を含むものとした。具体的には、部活動の時にあまり水分補給ができずに、めまいがしたり、倒れたりした経験を述べているものである。

「D 自分自身や周囲の人の体調管理への配慮への決意」については、熱中症の授業を受けて学んだ学習内容を踏まえて、自分の体調や周囲の人の体調に留意していきたいという記述を含むものとした。具体的には、天気を考慮した練習メニューを考えたり、水分補給を十分にとったり、休憩をとったりして、体調管理を行なうこと、また、気分が悪くなった場合は自己申告を自分から行なっていくことなどを今後の決意として示しているものである。

「E 学校側と一郎(仮名)側の両方の責任」については、裁判所の判断を批判的に考察するもので、現実的に考えると教師に求めすぎのものが多く、学校側だけでなく一郎の方にも責任があるという記述を含むものである。具体的には、練習参加32人全員の体力や体格、性格すべてを教師は理解して練習メニューを考えていくのは現実的には困難であり、教師に求めすぎているとか、教師はそれなりに休憩時間や水分補給を指示し、個別対応もしていたという内容のものである。

「F 学校側の責任。体形、体格、性格、練習メニューなどの気配りと責任者としての自覚」については、裁判所の判断に従って、学校・教師側の責任を追求する記述を含むものとした。具体的には、学校側の責任として先生は生徒に対して個別に対応し、気配りをし責任者としての自覚を持つべきであるという内容や、この事件で教師は気温30度にもかかわらずきびしい練習をさせていて、練習メニューを考えるべきだったという内容である。

ウ シンボルモデル図の叙述化

本判決書を活用した授業では、生徒たちは裁判所の判決をもとにして自分なりにこの事件について考察し判断する。それは、裁判所の判示について、具体的現実的に考察する。その結果、裁判所の判断に同意して「学校側の責任である」と考える生徒たちと、学校や教師の責任ではなく、一郎（仮名）にも責任があったのではないかと考察する生徒たちがいる。「学校側の責任」については、学校・教師は生徒の体形や体格、性格等を考慮して練習メニューを考えるべきであり、個別の気配りと責任者としての自覚が必要であると述べる。一方、「一郎の責任」についての理由は、一郎の自己管理不足であるとし、具体的には水分補給や補充、体調不良を自己申告する必要性を述べている。また、学校側、一郎側の両方にそれぞれ責任があると考察し、それぞれの問題性を取り上げている。

それら3つの責任追及の考察に立脚して、熱中症判決書活用授業での具体的な学びを示している。それは先述したように、学校・教師には安全保持義務があること、熱中症予防においては5つの取り組むべき配慮事項が学校・

教師にはあることなどが学びとなっている、さらに中学生は大人に比べると自己管理能力が劣っていることも学びとなっている。それらの学びの結果、これまでの熱中症体験と相俟って、今後の自分自身や周囲の人の体調管理への配慮決意につながっている。それは、自分や周囲の人の体調に留意しながら部活動などの練習に励んでいきたいということと、温度や湿度を考慮した練習メニューや水分補給、休憩などを練習時間内に取り入れて体調管理を行なっていきたいという具体的に姿勢や態度、行動につながっていくものであると考えられる。

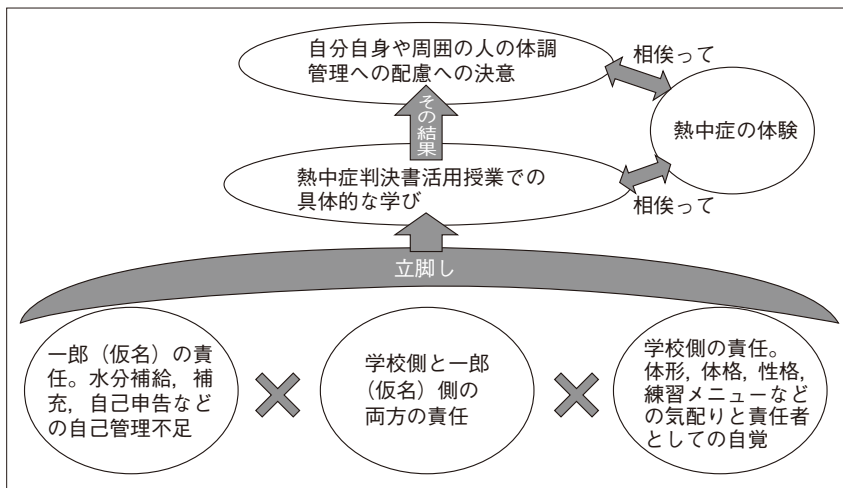


図1 シンボルモデル図

4.6 安全教育の資質・能力との関連

本研究で捉える安全教育で育てたい資質・能力との関連について検討する。「熱中症で部活動中に生徒がなくなり」「熱中症予防のため5つのやらなければならないこと」等のシンボルマーク「B熱中症判決書活用授業での具体的な学び」は、資質・能力の「①事故の状況や危険な行為の自他への影響等の知識」「②事故の原因及び防止方法の知識や技能」と関連すると思われる。また、「水分補給、補充、自己申告」「自己管理をすべきだった」等のシンボルマーク「A一郎（仮名）の責任」や、「練習参加32人の体力、体格、性格すべて教師が理解するのは現実的ではない」等のシンボルマーク「E学校側と一郎（仮名）側の両方の責任」は、「④安全に関する権利や義務、自己管理・責任についての知識」と関連すると思われる。「部活動では熱中症にかかっている人がいた」「僕も熱中症になったことがある」等のシンボルマーク「C熱中症の経験」は、「⑧安全に関する様々な課題への関心」への関連があると思われる。「自分の体調だけでなく、周りの人の体調にも気を配り」「自己申告をしたい」などのシンボルマーク「D自分自身や周囲の人の体調管理への配慮への決意」は「⑩望ましい安全習慣、態度」と関連すると思われる。

このように、事故の危険を予測し回避する能力や、主体的に行動する態度を目指して、熱中症に事故の判決書教材を活用した授業を構築し、感想文を検討した結果、安全教育の資質・能力の育成と関連することが明らかになった。

5 おわりに

本研究は、日常生活で起こりうる様々な事故の危険を予測し回避する能力や、主体的に行動する態度を育成する安全教育を目指して、部活動中の熱中症事故に関する裁判の判決書教材を活用した授業実践を取り上げ、生徒が記した授業の感想文を検討し、安全教育としての可能性や課題を明らかにしようとした。その結果、感想文のシンボルマーク「B熱中症判決書活用授業での具体的な学び」は、資質・能力の「①事故の状況や危険な行為の自他への影響等の知識」「②事故の原因及び防止方法の知識や技能」関連、シンボルマーク「A一郎（仮名）の責任」や「E学校側と一郎（仮名）側の両方の責任」は、「④安全に関する権利や義務、自己管理・責任についての知識」との関連、シンボルマーク「C熱中症の経験」は、「⑧安全に関する様々な課題への関心」との関連、シンボルマーク「D自分自身

や周囲の人の体調管理への配慮への決意」は「⑩望ましい安全習慣、態度」と関連の可能性が明らかになった。

課題としてあげられるのが、裁判所が「自らの体調に対する管理を生徒に一任すること自体に問題があるといえる」という判示があるにもかかわらず、「被害者の責任」に生徒が着目したことである。亡くなった被害者や家族の思いに触れるなど工夫・改善する必要がある。

今後、「教育的な意義がリスクへの意識の低さ」を学校・教師も児童生徒もともに自覚しながら、児童生徒が主体的に行動できる態度を育成する安全教育を構築していく必要があると考える。

【付記】本研究は、令和元年度科学研究費助成事業「安全学習の総合的研究－判決書教材活用によるプログラム化と授業開発－」研究課題／領域番号(17K04877)研究種目(基盤研究(C))代表新福悦郎の研究成果の一部です。

- (1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター『学校の管理下の災害[令和元年版]』, 2019
- (2) 大川小学校津波訴訟の高裁判決では、安全確保義務の根拠を学校保健安全法26条から29条に求め、かつ、この義務は公教育制度を円滑に運営するための根源的義務であるとした。
- (3) 文部科学省『学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』, 2019
- (4) 原洋子, 渡邊正樹「小学生の危険予測・回避能力を育成する安全教育の授業開発」『東京学芸大学紀要 芸術・スポーツ科学系』61, 2009, pp.147-161
- (5) 村越真「安全教育の課題と21世紀型能力」『教科開発学論集』5, 2017, pp.123-133
- (6) 渡邊正樹・林尚示編著『小学校・中学校における安全教育』「1章 安全教育の基本」(渡邊正樹, pp.1-18), 2020
- (7) 前掲「安全教育の課題と21世紀型能力」
- (8) 関根祐一・高岡元信・井筒次郎・本間啓二・吉田螢一郎「1単位時間および短時間での安全指導プログラムの開発に関する実践研究」日本安全教育学会編『安全教育学研究』6-1, 2006, pp.49-72
- (9) 柿原聖治・高原芳明「小学校理科における安全学習の在り方－危険予測, 回避を育てる教材の開発－」『岡山大学教育学部研究集録』135, 2009, pp.65-69
- (10) 小宮信夫『犯罪に強いまちづくりの理論と実践－地域安全マップの正しい作り方』, 自治体議会政策学会叢書, 2006
- (11) 広兼道幸・白木渡・大幡勝利「安全教育における危険予知訓練について」『土木学会論文集F』66-1, 2010, pp.55-69
- (12) 小川和久「児童を対象とした交通安全教育プログラム『危険箇所マップづくり』の評価研究」『IATSS review』32(4), pp.31-40, 2007
- (13) 寺本潔「社会科が担う防災意識の形成と減災社会の構築」『社会科教育研究』119, 2013, pp.48-57
- (14) 蜂須賀洋一「学校事故裁判事例を活用した安全教育の実践的研究2」『上越教育大学研究紀要』39-1, 2019, pp.63-74
- (15) 新福悦郎「教員養成における防災教育の学習内容・方法についての研究－判決書教材を活用した授業についての感想文分析から－」『石巻専修大学研究紀要』28, 2017, pp.63-70
- (16) 蜂須賀洋一・新福悦郎「判決書教材を活用した安全教育の教材開発とプログラム化」『上越教育大学研究紀要』39-2 2020, pp.343-353
- (17) 新福悦郎・蜂須賀洋一「児童生徒の加害行為を原因とする学校事故を防止するための判決書教材を活用した安全教育についての事例研究」『石巻専修大学研究紀要』31, 2020, pp.53-62
- (18) 前掲「判決書教材を活用した安全教育の教材開発とプログラム化」
- (19) 藤井真美・松岡弘・渡邊正樹・本間啓二・石井征之・志野治子・西川路由紀子・西村明美・藤谷和史・米山和道「安全能力の概念とその構造に関する研究」日本安全教育学会編『安全教育学研究』2-1, 2002, pp.35-41
- (20) 前掲「小学生の危険予測・回避能力を育成する安全教育の授業開発」
- (21) 独立行政法人日本スポーツ振興センター・学校災害防止調査研究委員会「熱中症を予防しよう－知って防ごう熱中症－」, 2019
- (22) 独立行政法人日本スポーツ振興センター・学校災害防止調査研究委員会「体育活動における熱中症予防 調査研究報告書, 2014, 「体育・スポーツ活動での熱中症に注意しましょう!! (先生・顧問向け)」, 2020, 「熱中症自分自身の異変に気がつくのは、自分! (中学校・高等学校向け)」, 2020など
- (23) 前掲「判決書教材を活用した安全教育の教材開発とプログラム化」
- (24) 山浦晴男『質的統合法入門』医学書院, 2012

A Practical Study on Safety Education Using Judgment Documents on Heat Stroke Accidents in School: Analysis of Teaching Practices

Kenji YAMAMOTO* · Yoichi HACHISUGA** · Etsuro SHINPUKU***

ABSTRACT

This study aimed to investigate safety education that fosters the ability to predict and avoid accidents as well as the attitude to act independently and examine teaching practices that use judgment documents on heat stroke accidents. We revealed several possibilities and assignments in safety education, specifically by constructing relevant practices, qualities, and abilities: (1) the possibility of one's knowledge of how accidents and dangerous actions affect themselves and others; (2) the possibility of one's knowledge and skill regarding accidents and prevention methods; (3) the possibility of one's knowledge of safety rights and obligations, self-management, and responsibilities; (4) the possibility of one's interest in various issues regarding safety; and (5) the possibility of desirable safety habits and attitudes.

* Public Junior high school ** School Education *** Ishinomaki Senshu University